

日本仏教社会福祉学会機関誌『日本仏教社会福祉学会年報』投稿要領

2015年4月25日施行

1. 日本仏教社会福祉学会会則第7条および『日本仏教社会福祉学会年報』編集規程第2条に基づき、投稿者は共著者を含め、原則として投稿の時点で学会員資格を得ていなければならない。
2. 投稿の種類は、研究論文、研究ノート、実践報告、調査報告、海外情報、資料紹介、図書紹介、その他とし、研究論文、研究ノート、実践報告、調査報告は、原則として本会会員による自由投稿とする。掲載ジャンルは編集委員会において決定する。
3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。
4. 投稿原稿は、1編ごとに独立、完結したものとして扱う。したがって、表題に「上・下」「1報・2報」「I・II」等をつけない。
5. 投稿の締切りは、毎年1月末日とする。
6. 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて20,000字以内とする。図表は1点につき600字換算とするが、1ページ全体を使用する図表については1,600字換算とする。
7. 投稿するにあたっては、以下を厳守する。
 - (1) 原則としてワードプロセッサ等で作成し、縦置きA4判用紙に印刷した原稿3部および原稿の内容を入力した電子媒体を日本仏教社会福祉学会事務局宛に送付する。3部の内、1部を正本、2部を副本とする。
 - (2) 副本の本文では、著者の氏名、所属、謝辞および著者を特定することのできるその他の事項をマスキング等の方法で伏せる。文献一覧等の表記でも、本人の著を「筆者著」「拙著」等とせず、筆署名による表記とする。
 - (3) 正本、副本とも3枚の表紙をつけ、本文にはタイトル（英文タイトル併記）のみを記載し、所属、氏名等個人を特定できる情報を記載しない。
 - (4) 正本の表紙1枚目には、①タイトル、②所属、③氏名（連名の場合は全員、ローマ字併記）、④連絡先を記入する。副本の表紙1枚目は、①タイトル以外は、マスキングする。
 - (5) 表紙の2枚目には、和文抄録（400字以内）とキーワード（5語以内）を記載する。
 - (6) 表紙の3枚目には、英文抄録（200字以内）と英文キーワード（5語以内）を記載する。
8. 投稿された原稿および電子媒体は返却せず、2年間保存のうえ、廃棄する。
9. 投稿原稿掲載の可否は、機関誌編集委員会が決定する。ただし、論文、研究ノートとして掲載される場合は、査読委員の審査に基づき機関紙編集委員会が決定する。したがって、「査読付」と明示できるのは、「論文」「研究ノート」として採用・掲載されたものに限る。
10. 文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新仮名づかいを原則とする。注や引用の記述形

- 式は、「日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』執筆要領〔引用法〕」を標準とする。ただし、他学会等で公認されている引用法による場合は、その引用法を明記するものとする。
11. 投稿原稿に利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記する。また、記述においてプライバシー侵害がなされないように細心の注意をする。
 12. 査読による修正の要請については、論文の修正箇所を明示し、対応の概要について編集委員会あてに回答する。また、査読に対する回答の必要がある場合も編集委員会あてに行う。
 13. 査読を行わない論稿についても必要に応じて編集委員会より修正を求める。
 14. 掲載決定通知後の最終原稿は次のとおり作成する。
 - ① 本文・注・引用文献については、印字した原稿と Word またはテキスト形式で保存した電子媒体を提出する。
 - ② 図表は、本文とは別に1葉ごとにA4判にコピーして提出する。図表の挿入箇所は、本文に明記する。なお、特別の作図などが必要な場合には、自己負担を求める。
 15. 自由投稿によって掲載された論稿については、抜き刷りを作成しない。その他の論稿については、編集委員会の判断による。
 16. 投稿原稿の採否に関して不服がある場合には、文書にて委員会に申し立てることができる。また、委員会の対応に不服がある場合には、日本仏教社会福祉学会理事会に申し立てることができる。
 17. 海外情報欄は仏教社会福祉実践およびその研究動向の紹介にあて、その依頼は委員会が行う。
 18. 資料紹介、図書紹介欄は、国内外の仏教社会福祉研究に関する文献・史資料の紹介にあて、その依頼は委員会が行う。
 19. 本要領の変更は、日本仏教社会福祉学会機関誌編集委員会で検討し、理事会の議を経なければならない。

附則

- 1 この要領は、2015年4月25日から施行する。